

「かながわSDGsパートナー」募集要項

1 趣旨

SDGsの取組等を実施している企業・団体等を「かながわSDGsパートナー（以下「パートナー」という。）」として登録し、本県とパートナーが連携して取組等を行うとともに、パートナー間の連携を本県が後押しすることで、県内のSDGsに関する取組や事業（以下「取組等」という。）を促進させることを目的とする。

2 申請要件

次の(1)から(3)のすべての条件を満たし、申請日時点でSDGsの取組等を実施し、公表していることが必要です。

(1) 基本的事項

本県内に事業所を有する企業・団体等であること。ただし、本県内で継続的（2年以上）に事業を実施することを証明できる者はこの限りではありません。

(2) 資格

- ・県税等に未納がないこと
- ・神奈川県暴力団排除条例第2条第5号で定める暴力団経営支配法人等に該当しないこと
- ・過去3年以内に、重大な法令違反がないこと

(3) SDGsの取組等

- ・経済・社会・環境の三側面すべてに関わるSDGsの取組等を実施していること
- ・SDGsの取組等を、対外的に公表・発信していること
- ・パートナーとして、SDGsの普及促進に取り組み、「かながわSDGsパートナーミーティング」や「かながわみんなのSDGs」など、本県のSDGsの取組に積極的に参加（年1回程度以上）し、多様なステークホルダーとの連携が図れること

3 申請・実績報告・登録取消

(1) 申請方法と登録

本県が定める方法（県ホームページ記載の申請フォーム）により申請してください。

申請受付後、本県が内容等を確認し、登録要件を満たしていると判断した場合は、パートナーとして登録します。

登録後、電子データで「かながわSDGsパートナー登録証」及び「ロゴ」を交付します。

(2) 実績報告

パートナーは、年1回以上活動実績の報告が必要です。

なお、2年間に1度もSDGsの取組等の更新がない場合や、「かながわSDGsパートナーミーティング」等への参加がない場合、登録を取り消す場合があります。

(3) 登録取消

次の項目に該当がある場合、登録を取り消すものとします。

- ・虚偽の申請によるものであったとき
- ・登録企業・団体等から、登録の取消について申出があったとき
- ・登録要件を満たさなくなったとき
- ・その他、当事業の運用に重大な支障をきたす行為があったとき

4 パートナーと本県の連携

- (1) SDG s の取組に関する発信と企業等間連携の促進
パートナーの具体的な取組を発信するとともに、定例ミーティングの開催などにより、企業等間連携を促進
- (2) 県施策と連携したSDG s の取組の促進
各企業等における脱炭素社会・共生社会の実現などに向けた取組や健康経営等の推進
- (3) SDG s を活用した共助の取組の推進
生活困窮者支援など、共助による社会的課題解決の取組の推進
- (4) SDG s 経営の推進
中小企業等におけるSDG s 経営に向けた取組支援 など

5 登録のメリット

- 本県の中小企業制度融資（SDG s パートナー支援融資）による支援
- 本県による対外的な広報・PR（本県ホームページへの掲載、ロゴ^{図1}使用可）
- 「かながわSDG s パートナーミーティング」等を通じたパートナー間のマッチング支援
- 公益財団法人神奈川産業振興センターによるSDG s 推進に向けた個別支援の実施等、中小企業のSDG s 経営に向けた取組支援



6 備考

- ・登録は、申請受付後、概ね翌月末までに登録・公表予定です。
- ・申請にあたっては、本募集要項の他、「かながわSDG s パートナー募集についてのQ&A」等をご参照ください。
- ・県とパートナーの連絡は、原則、クラウドサービスを活用して行います。
- ・第1期から第7期に登録したパートナーについては、登録から2年後の更新時までの間は登録時の募集要項に基づいた取扱いとし、更新後は本要項に基づいた取扱いに移行します。
- ・3(3)の規定により登録を取り消された者が、再び登録を希望する場合は、取消理由を解消した後その旨を申し出たうえで、再度の申請が必要です。

(問合せ先)
神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室
SDG s 推進グループ
電話番号 045-285-0539